

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県菊池地域振興局並びに菊池市役所及び旭志村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第163号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成16年3月3日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡五木村甲字鶴7765の2
 2 指定の目的 水源のかん養
 3 指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに五木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第164号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成16年3月3日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡あさぎり町皆越字小野1377（次の図に示す部分に限る。）、1379の2
 2 指定の目的 水源のかん養
 3 指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びにあさぎり町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第165号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定により、軽油引取税の特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成16年3月3日

熊本県知事 潮谷 義子

名 称	代 表 者	主たる事務所又は事業所の所在地	指 定 取 消 年 月 日
水俣石油株式会社	小柳泰祐	水俣市天神町二丁目1番1号	平成16年2月1日

公 告

熊本県公告第182号

新和町長富田善三郎から、碓石下地区土地改良事業（区画整理、暗渠排水）計画変更の協議があったので審査し、平成16年2月23日付けで変更を適当と決定したから、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間終了後15日以内に申し出られたい。

平成16年3月3日

熊本県知事 潮谷 義子